

2010年9月13日

### 男女共同参画委員会による相談窓口設置のご案内

改正育児・介護休業法が平成22年6月30日より施行されています。育児休業が父も取得可能となったことは、新聞などでも大きな話題になっています。また、3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度（一日原則6時間）を設けることが事業主の義務になります。看護休暇については、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日の取得可能です。小児に限らず、要介護状態の家族が1人であれば5日間、2人以上であれば年10日間の介護休暇を取得することが可能になりました。

すでに、各病院や大学等でもこれに対応した就業規則がとられていることとおもいます。しかし、現場では少ない病理医でぎりぎりの状態で業務をこなしているため、規則があっても十分にこの制度を利用することができない、という現状があるのではないのでしょうか。

今年度から、病理学会として男女共同参画委員会が設置され、支部相談員が配置されました。個人的な問題として一人で悩まずに、ご意見やご相談をお寄せください。非力ではありますが、意見や希望を集積していくことによって、病理学会としてより良いシステムを提案、提言することが、将来、より良い病理診断を社会に提供していくために必要と考えます。

関東支部でもご相談窓口を設置しましたので、ご相談、ご意見等がございましたら、病理学会関東支部の mail address まで、その旨と連絡先をご一報ください。相談員より直接 mail 等によりご連絡申し上げ、具体的な内容についてお伺いさせていただきます。

連絡先 病理学会関東支部 mail address [jspkanto-office@umin.ac.jp](mailto:jspkanto-office@umin.ac.jp)

男女共同参画委員会 関東支部委員（相談員）

絹川典子（女性）：駿河台日本大学病院病理診断科

元井紀子（女性）：癌研有明病院病理部

亀山香織（男性）：慶応義塾大学病院病理診断部